

序章

ちば・まち・ビジョンについて

都市計画法第18条の2の規定に基づく「都市計画マスタープラン」

ちば・まち・ビジョンとは

都市は、住み、働き、遊び、憩い、学び、文化を創造するなど、人々が多様な活動を行う場所です。そのため、安全・快適・機能的であることが求められます。

このような都市を形成するにあたり、計画的な整備や都市機能の誘導、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保するため、都市計画法において都市計画を定めるものと規定されています。

ちば・まち・ビジョンは、都市づくり・まちづくりの基本的な方向性を定め、個別の都市計画を定める際やちば・まち・ビジョンの目標実現に向けた取組み施策などの指針となることを目的としたものです。社会動向を踏まえつつ、本市が取り組む都市デザインの考え方にに基づき、美しく心地よい都市の実現を目指して都市づくり・まちづくりの基本的な方針を定めました。

第1節 ちば・まち・ビジョン

第2節 都市デザインの実現

第3節 位置付け

第4節 対象区域と目標年次

第5節 構成

序 / 第1節 ちば・まち・ビジョン

本市において策定している都市づくり・まちづくりの将来ビジョンを示す個別部門計画には、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」、「千葉市都市計画マスタープラン」、及び「千葉市立地適正化計画」の3つの計画があります。本市では、中長期的な視点に立って統一的な都市づくり・まちづくりの将来ビジョンを示し、各種計画・制度の連携により将来ビジョンの実現に向けた取組みを効果的に推進していくために、これらの3つの計画を一体化する見直しを行い、「ちば・まち・ビジョン」を策定しました。

ちば・まち・ビジョンの実現にあたっては、今後の都市づくり・まちづくりの前提となる都市デザインの考え方を取り入れ、都市づくり・まちづくりに係る各種マスタープランなどと連携し、都市づくり・まちづくりを推進していきます。なお、文中の「都市づくり」とは、行政が全市的な視点で取り組む整備のことを示し、「まちづくり」とは、市民参加、市民主導を基本とした個別の地区における取組みや活動のことを示しています。

1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

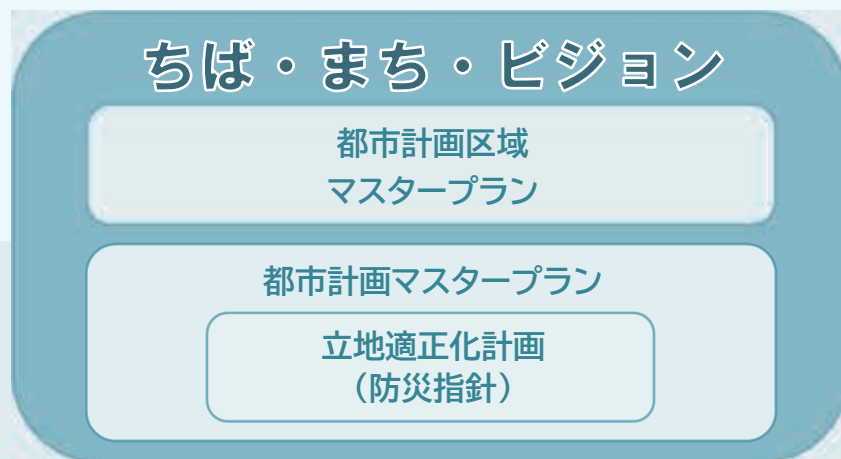
都市計画法第6条の2の規定に基づき、都市計画区域ごとに定める都市計画の総合的な方針です。

2 都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2の規定に基づき、都市計画区域マスタープランに即し、より地域に密着した見地から定める都市計画の方針です。

3 立地適正化計画

都市再生特別措置法第81条の規定に基づき、人口減少社会に対応したコンパクトシティ¹を実現するために、居住や都市機能の増進に寄与する施設の立地を公共交通沿線などに緩やかに誘導していくための計画です。防災指針は都市の防災に関する各機能の立地の誘導を図るうえで都市の防災に関する機能の確保に関する指針です。



¹ コンパクトシティ:住まい、交通、公共サービス、商業施設などの生活機能をコンパクトに集約し、効率化した都市のこと。

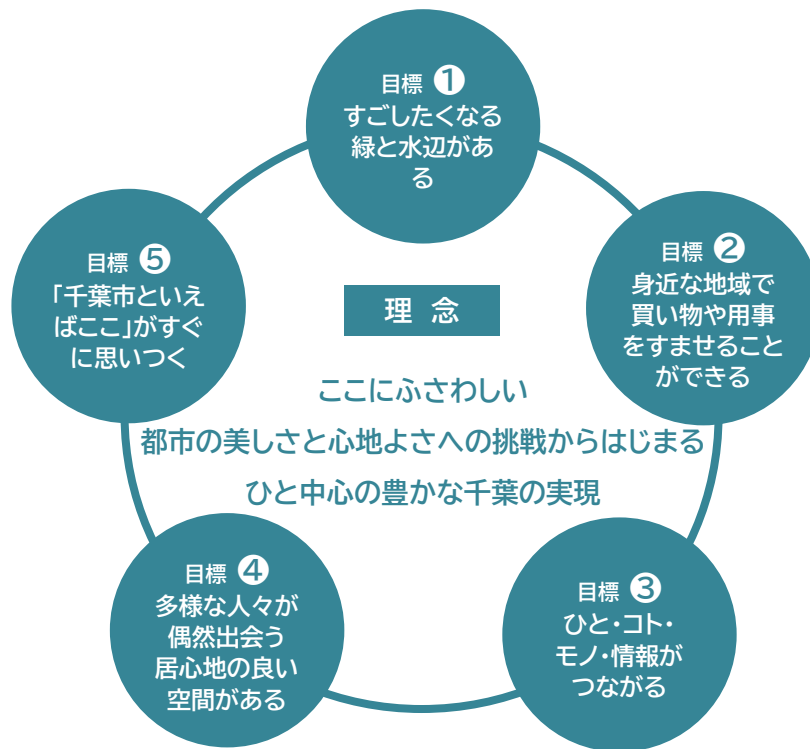
本市はこれまで、人口増加、高度経済成長を背景に、機能性や利便性、経済性を重視した都市づくりを進めてきました。昨今では、少子高齢化やインフラなどの老朽化、ライフスタイルやワークスタイルの変化など、刻々と社会情勢が変化しており、人々の多様性や地域の風土、歴史、文化などの重要性が改めて高まっています。

このような時代にあっては、市街地や郊外部においても多くの人々の出会いと交流により、地域の消費と投資、雇用を生み出し、豊かで充実した生活を実現する「都市」への再生が必要です。そのためには、地域の固有性を高めて地域の価値創出につなげていく視点が重要であり、居心地が良く、多様な人々が出会う、ひとの情緒に訴える都市の美しさ²と心地よさ²を備えていくことが求められています。

本市では、こうした時代の流れに適応しながらも、新たな時代の都市づくり・まちづくりへのチャレンジとして、「都市デザイン」の取組みを進めています。本市における都市デザインは、都市の生い立ちや地域の資源などを読み解き、市民のライフスタイルなどから見た「目指すべき都市の姿」を企画立案し、その実現に資する公共及び民間事業を総合的かつ戦略的にプロデュースする一連の取組みです。

都市デザインは、都市に係る多様な主体間で価値観を共有し、取組みを進めていく必要があるため、都市デザインの「理念」と「5つの目標」を定め、市民がシビックプライド³を持つ「わがまち・千葉」の実現を図ります。

都市デザインの取組みを推進することで、豊かな緑と水辺と、都市の利便さが共存する100年先の未来を見据えながら、千葉市ならではのウォーカブル(歩きたくなる)、リバブル(暮らしやすい)、サステナブル(持続可能)な、美しく心地よい都市の実現を目指します。



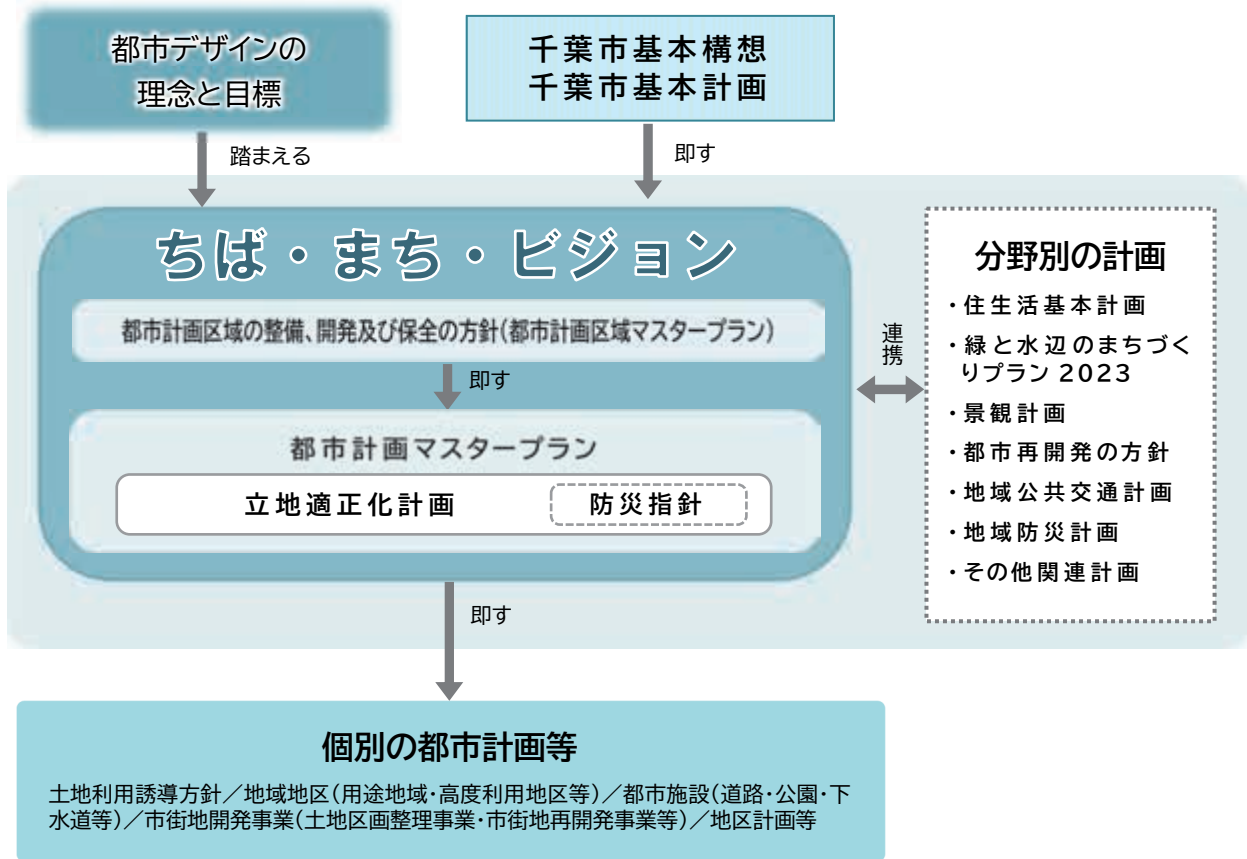
～市民がシビックプライドを持つ「わがまち・千葉」～

² 都市の美しさや心地よさ:単に表面的な美しさだけではなく、空間の質を高めることで生まれる持続可能な利便性や快適性、歩きたくなり暮らしが楽しくなるような楽しさなどを感じられる状態を指す。

³ シビックプライド:市民がまちへの誇りや、愛着、共感を持ち、まちに自ら積極的に関わっていかうとする気持ちのこと。

序 / 第3節 位置付け

ちば・まち・ビジョンは、都市デザインの理念と 5 つの目標を実現するため、ちば・まち・ビジョンを構成する 3 つの計画の位置付けを考慮して、21 世紀を展望した市の行政運営の基本的方針である「千葉市基本構想」、令和 5 年度(2023 年度)からの 10 年間を対象とした「千葉市基本計画」に即して定めます。また、ちば・まち・ビジョンは個別の都市計画の決定・変更や都市計画の目標実現に向けた取組み施策などの指針となるものです。



ちば・まち・ビジョンの位置付け

序

第4節 対象区域と目標年次

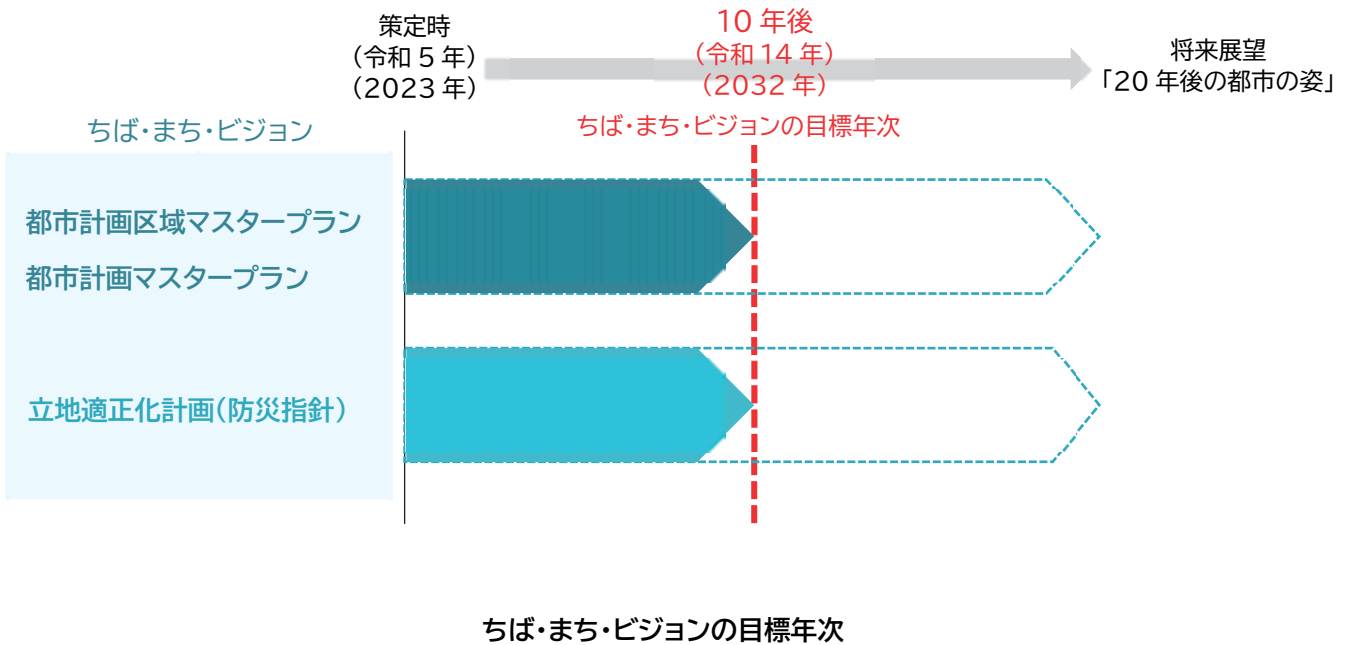
1 対象区域

本ビジョンは、千葉市全域(千葉都市計画区域全域)を対象とします。

2 目標年次

ちば・まち・ビジョンでは、おおむね 20 年後の都市の姿を展望したうえで、これから 10 年(目標年次・令和 14 年(2032 年))の都市づくり・まちづくりに向けた目標や方針などを定めます。

なお、人口構造や社会情勢の変化、それに伴う上位計画や関連計画の改定などに対応した柔軟な計画とするため、ちば・まち・ビジョンの実現に資する事業の進捗管理を行うとともに、おおむね 5 年ごとに実施される国勢調査や都市計画基礎調査などの結果、及び基本計画などの上位関連計画の改定などを踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。



序

第5節 構成

本ビジョンは、以下の7章で構成します。

ちば・まち・ビジョンの構成

序章	ちば・まち・ビジョンについて
	第1節 ちば・まち・ビジョン
	第2節 都市デザインの取組み
	第3節 位置付け
	第4節 対象区域と目標年次
第5節 構成	
第1章	都市づくりとまちづくりの課題整理
	第1節 都市の現状
第2節 課題整理	
第2章	ちば・まち・ビジョンの目標
	第1節 ちば・まち・ビジョンの目標
第2節 千葉市型コンパクト・プラス・ネットワーク	
第3章	区域区分の有無及び方針
	第1節 区域区分の決定の有無
第2節 区域区分を定める際の方針	
第4章	各分野の方針
	第1節 緑と水辺の豊かな都市づくり・まちづくりに関する方針
	第2節 コンパクトで賑わいのある都市づくり・まちづくりに関する方針
	第3節 安全・安心な都市づくり・まちづくりに関する方針
第4節 千葉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針付図	
第5章	居住促進区域、都市機能誘導区域及び防災指針
	第1節 立地適正化計画に定める区域
	第2節 居住促進区域
	第3節 都市機能誘導区域
	第4節 居住・都市機能立地における都市再生特別措置法に基づく事前届出
第5節 防災指針	
第6章	都市を構成する要所(ツボ)となるエリアの方向性
	第1節 都市を構成する要所(ツボ)となるエリア
第2節 各エリアの方向性	
第7章	ちば・まち・ビジョンの実現に向けて
	第1節 多様な主体との連携によるちば・まち・ビジョンの実現
	第2節 実現に向けた取組み
第3節 目標達成に向けた評価指標の設定	